堅田川漁業協同組合内共第５号第５種共同漁業権遊漁規則

（目　的）

第１条　この規則は、堅田川漁業協同組合が免許を受けた内共第５号第５種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、えのは、もくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第２条　漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請して承認を受けなければならない。

２　前項の指定による申請は、手釣・竿釣・やす・はぐ・たもあみ・あゆかけ（ﾁｮﾝｶﾞｹ）かごづけ・筒づけ・つけばり・穴釣による遊漁の場合、口頭又はオンラインシステムにより申請しなければならない。

３　組合は、第１項の規定による申請があったときは、手釣・竿釣・やす・はぐ・たもあみ・あゆかけ（ﾁｮﾝｶﾞｹ）・かごづけ・筒づけ・つけばり・穴釣による遊漁の場合には第 11 条に規定する場合を除き、第１項の承認をするものとする。

４　第１項の承認を受けた者は、直ちに、第７条の遊漁料を組合に納付しなければならない。

（漁具・漁法の制限）

第３条　次の表のア欄に掲げる漁具・漁法は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

（ア）漁具・漁法	（イ）　規　　模
やす	漁船を使用しないもの
竿釣	3月・4月・5月は毛針を使用しないもの
かにかごづけ	かごの数は１人10個以内
うなぎ筒づけ	筒の数は1人5個以内
うなぎつけばり	つけばりの数は1人10本以内

２　夜間の漁を禁止する。なお、昼間に漁具を敷設し、夜間に当該漁具を残置する漁法については、この限りではない。

（遊漁期間）

第４条　次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間中でなければならない。

ア　魚　　種	イ　　期　　間
あゆ	６月１日から１２月３１日までの間で組合が公表して定める期間内
うなぎ	５月１日から１２月３１日までの間で組合が公表して定める期間内
えのは	３月１日から９月３０日までの間で組合が公表して定める期間内
もくずがに	８月１日から１１月３０日までの間で組合が公表して定める期間内

（禁止区域）

第５条　前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内において、イ欄に掲げる魚種は、それぞれウ欄の期間中は遊漁をしてはならない。

（ア）　区　　域	（イ）魚種	（ウ）　期　　間
佐伯市大字長良字市谷の谷口右岸護岸角から３３９度３０分の線から上流堅田橋上流端の間	あゆ	９月１日から１１月３０日まで
佐伯市大字長良字市谷の谷口右岸護岸角から３３９度３０分の線と下流同市大字長良字柏江岩の鼻から３３４度３０分の線との間の区域	全魚種	１月１日から１２月３１日まで

２　遊漁者は、組合員の行う建切網、建干網、建網、刺網の操業中の場所の網から上下流100m以内で遊漁してはならない。

（全長の制限）

第６条　次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

（ア）　魚　　種	（イ）　全　　長
あゆ	１５センチメートル以下のもの
うなぎ	２５センチメートル以下のもの
えのは	１５センチメートル以下のもの
もくずがに	甲幅６センチメートル以下のもの

（遊漁料の額及び納付の方法）

第７条　ア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、イ欄に掲げる漁具及び漁法でなければならず、ウ欄に掲げる遊漁料を支払わなければならない。ただし、遊漁者が未就学の幼児、又は小学校、中学校生徒のときは無料、高校生、肢体不自由者のときは次に掲げる額の２分の１に相当する額とし、次項但し書きに規定する方法により納付するときは、100円を加算した額とする。

ア　魚種	イ　漁具・漁法	ウ　遊漁料
あゆ、うなぎ	手釣・竿釣（友釣を含む）あゆかけ・やす・はぐ・たもあみ・穴釣 なお、上記の漁具に組み合わせて、スーツ及びシュノーケルを使用することができる。	１日　１，０００円 １年　５，０００円
うなぎ	筒づけ つけばり	１年　２，０００円
えのは	手釣・竿釣・やす・はぐ・たもあみ	１日　１，０００円 １年　５，０００円
もくずがに	かごづけ	１年１個　１，２００円

２　遊漁料の納付は、組合事務所又は下記に定める遊漁券取扱所においてしなければならない。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

（遊漁券取扱所）

遊漁券取扱所	住　　所	連　絡　先
1　伊井野市郎	佐伯市青山山口58-1	0972-26-1136
2　染矢石油	佐伯市堅田府坂1469	0972-22-2779
3　野々下商会	佐伯市堅田泥谷6031	0972-22-2697
4　寺嶋酒店	佐伯市長谷9139	0972-22-6853
5　津田商店	佐伯市木立6511-6	0972-29-2538
6（株）道の駅「やよい」 番匠おさかな館	佐伯市弥生上小倉898-1	0972-46-5922
7　つりチケ	オンライン https://www.tsuritickets.com	
8　ＦＩＳＨ　ＰＡＳＳ	オンライン　https://www.fishpass.co.jp	
9　堅田川漁業協同組合	佐伯市大字木立6987番地	090-7980-3973

（遊漁承認証に関する事項）

第８条　組合は、第２条第１項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

（１）承認を受けた者の氏名、住所

（２）承認期間

（３）魚種

（４）漁具・漁法

（５）遊漁料の額

（６）発行者名

（７）注意事項

（ア）この遊漁証は出漁時必ず携行すること。

（イ）この遊漁証は他人に貸与してはならない。

（ウ）遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは遊漁証を提示しなければならない。

（エ）遊漁者相互は距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（オ）遊漁者は、組合員の行う建切網、建干網、建網、刺網の操業中の場所の網から上下100ｍ以内で遊漁してはならない。

（カ）遊漁者が、大分県漁業調整規則又は本組合遊漁規則に違反する行為をしたときは遊漁を停止し、又は拒絶することがある。

（キ）手釣、竿釣以外は漁船を使用しないこと。

（8）禁止事項

（ア）遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（イ）遊漁承認証の交付は、前条第２項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

（遊漁に際し守るべき事項）

第９条　遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

２　遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
３　遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
４　遊漁者は、次に掲げる区域内における川底を攪拌してはならない。
堅田川堅田橋から下流、柏江橋に至る区域

（漁場監視員）
第１０条　漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。
２　漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
（１）氏名
（２）有効期間
（３）発行者名
（４）注意事項
（ア）漁場監視員は監視証を携帯しなければならない。
（イ）遊漁者に対し遊漁承認証の提示を要求することができる。
（ウ）遊漁者に対し遊漁規則に関する指示を行うことができる。
（エ）遊漁承認証を携帯せずに遊漁する者から規定遊漁料を徴収することができる。
（オ）法令又は規則に反する悪質な違反の事実を発見したときは、取締機関、又は組合に報告するものとする。

（違反者に対する措置）
第１１条　組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

（付則）
この規則は令和６年１月１日から施行する。

（付則 2）
この規則は令和８年１月１日から施行する。ただし、第２条第２項において「又はオンラインシステムにより」を追記する改正並びに第７条第２項、第８条、第１０条、別紙様式１及び別紙様式２に係る改正については、認可の日から施行する。（令和７年８月１８日認可）

（付則 3）
この規則は令和９年１月１日から施行する。ただし、第７条第２項に係る改正については、認可の日から施行する。（令和８年８月１７日認可）